

非常変災の対応について

気象警報（特別警報）発令時における本校の対応は、原則として下記のようになります。
ご確認のほどよろしくお願いいたします。

小・中学校および他の府立高校とは対応が異なりますのでご注意ください。

記

【平常授業期間】

(1) 暴風警報（台風によるもの）または特別警報（対象は全種類）が
大阪府全域又は泉州地域に発令され

- ① 午前6時（6時現在含む）までに解除の場合
⇒ 平常通りの授業
- ② 午前6時を過ぎ午前8時（8時現在含む）までに解除の場合
⇒ 始業時刻を2時間繰り下げ、3限目の授業から行う
本鈴（朝礼） 10：30 授業開始 10：45
- ③ 午前8時を過ぎ午前10時（10時現在含む）までに解除の場合
⇒ 始業時刻を4時間繰り下げ、5限目の授業から行う
本鈴（朝礼） 13：05 授業開始 13：20
- ④ 午前10時を過ぎても解除されない場合
⇒ 臨時休業

※ 授業が午前中のみで午前8時を過ぎても警報が解除されない場合は臨時休業とします。

※ 休業中の部活動も上記対応に準じます

(2) 非常変災（天災・地震等）により南海本線・JR阪和線のどちらか一方が不通となった場合

- ① 午前6時（6時現在含む）までに両方の路線が運行を開始した場合
⇒ 平常通りの授業
- ② 午前6時を過ぎ午前8時（8時現在含む）までに両方の路線が運行を開始した場合
⇒ 始業時刻を2時間繰り下げ、3限目の授業から行う
本鈴（朝礼） 10：30 授業開始 10：45
- ③ 午前8時を過ぎ午前10時（10時現在含む）までに両方の路線が運行
を開始した場合
⇒ 始業時刻を4時間繰り下げ、5限目の授業から行う
本鈴（朝礼） 13：05 授業開始 13：20
- ④ 午前10時を過ぎてもどちらか一方が不通の場合
⇒ 臨時休業

※ 授業が午前中のみで午前8時を過ぎてもどちらか一方が不通の場合は臨時休業
とします

【考査期間】

(1) 暴風警報（台風によるもの）または特別警報（対象は全種類）が

大阪府全域又は泉州地域に発令され

- ① 午前6時（6時現在含む）までに、解除の場合
⇒ 考査実施
- ② 午前6時を過ぎても、解除されない場合
⇒ 臨時休業

(2) 非常変災（天災・地震等）により南海本線・JR阪和線のどちらか一方が

不通となった場合

- ① 午前6時（6時現在含む）までに、両方の路線が運行を開始した場合
⇒ 予定通りの考査を実施
- ② 午前6時を過ぎても、どちらか一方の路線が不通の場合
⇒ 臨時休業とし、考査日程を変更

【注意】

※暴風警報以外の警報（大雨警報等）は、原則として関係ありません。

※臨時休業となった場合は終日登校禁止となります。

○登校途中に暴風警報または特別警報が発令された場合は、登校を中止して帰宅し、原則自宅待機してください。ただし、特別警報が発令されて身の危険を感じる場合は、安全を最優先に考えて行動すること。学校に近い場合は、登校して学校で待機してもよい。

○登校後に警報が発令された場合は、原則として次のような対応とします。

- ・暴風警報が発令された場合は、終礼を行い速やかに帰宅させます。
- ・特別警報発令時で、気象状況により校内から出ることが危険であると判断した場合は、帰宅を制限することがあります。

○居住地域において特別警報が発令された場合、原則自宅待機してください。警報解除後、安全が確認でき次第登校すること。なお、避難勧告・避難指示等が出され、甚大な被害が想定される場合は、自らの安全を最優先に考えて行動してください。